

旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の 策定について

計画策定の背景

少子高齢化・人口減少社会を迎える中、国は、高齢者等の住宅の確保に特に配慮を有する者（以下「住宅確保要配慮者」という）の増加や空き家の増加、民間賃貸住宅の大家の住宅確保要配慮者に対する入居拒否感などの現状を受け、平成29年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という。）を改正し、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

この新たな制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に対する経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング及び入居支援等を主な柱とするものですが、これらを効果的に推進し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図るため、各自治体において地域の実情を踏まえた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」という）についても策定することができるようになりました。

このような動きを背景とし、旭川市においても、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し重層的な住宅セーフティネットの強化を図ることを目的として「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定することとしました。

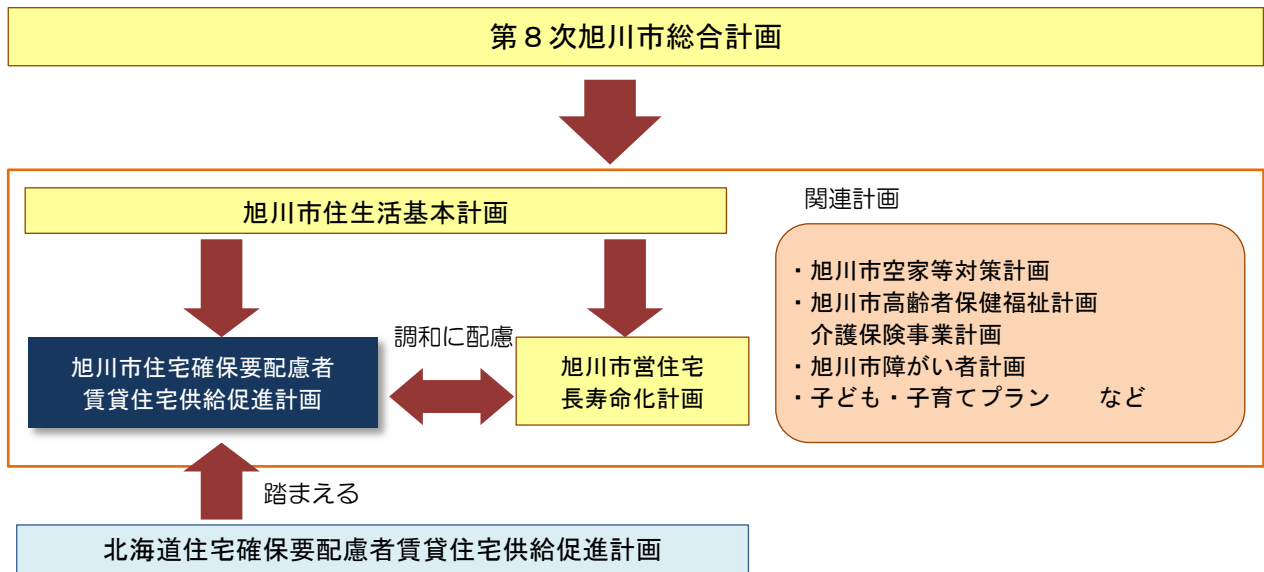
計画の位置づけと計画期間

住宅セーフティネット法第6条第1項に規定する市町村計画であり、国の基本方針及び北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を踏まえた計画とします。

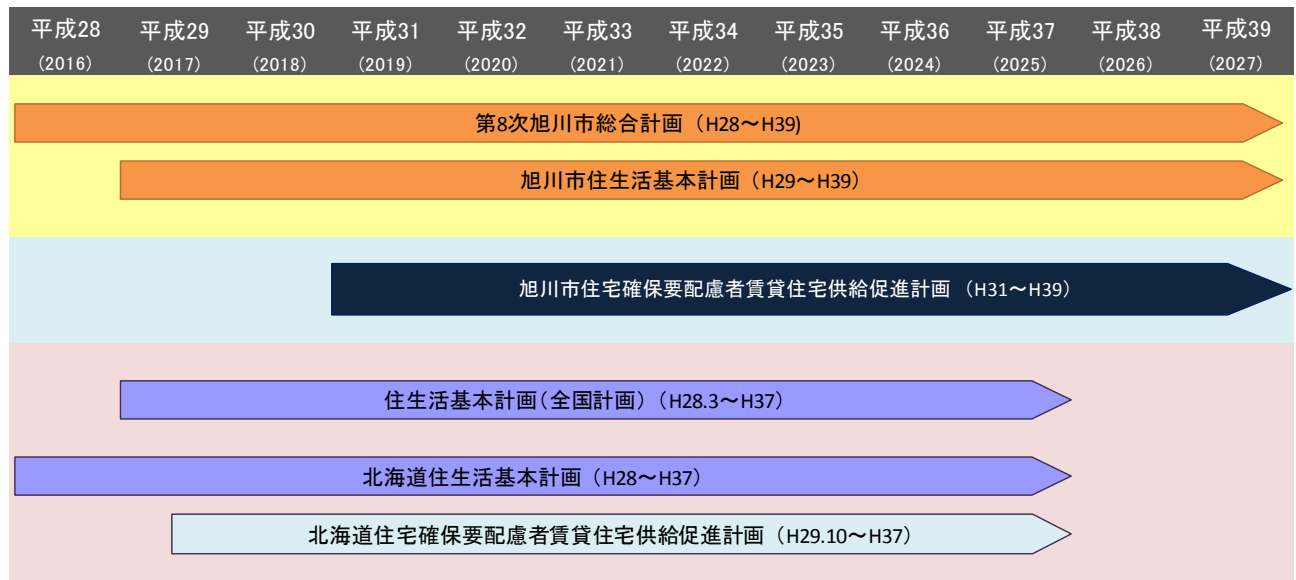
旭川市住生活基本計画を上位計画とし、旭川市営住宅長寿命化計画や第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの関連計画と整合を図りながら策定します。

計画期間は、旭川市住生活基本計画の計画終了年次に準じ、平成39年度までとし、上位計画等の見直し等必要に応じて所要の見直しを実施するものとします。

各計画との関係性



計画期間

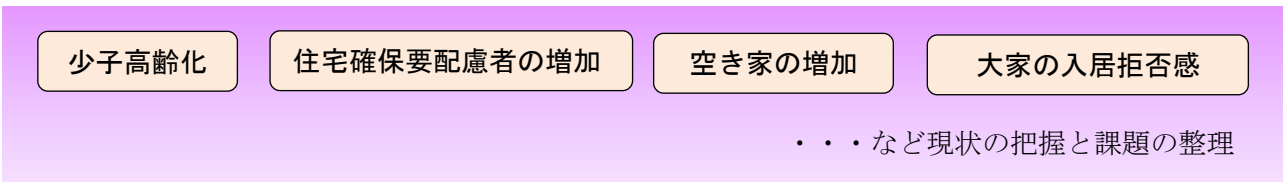


計画の策定について

本計画の策定にあたっては、住宅セーフティネット法において、同法で定められている事項に加え、「北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき作成することとなっているため、同計画と同様に3つの目標を掲げた上で、本市の現状や課題を踏まえ、各施策の方向性等について策定することとなります。

※本市における住宅確保要配慮者の範囲や登録住宅の基準の強化・緩和、賃貸住宅の供給の目標量についても検討します。

計画の構成イメージ



- 基本目標 1** 住宅確保要配慮者のニーズに応じた公的賃貸住宅の適切な供給の促進
 - 基本目標 2** 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる賃貸住宅への円滑な入居の促進
 - 基本目標 3** 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた体制の確保
- ※課題等の解決のために、それぞれの目標の中で取り組むべき施策の方向性について取り上げていきます。



住宅確保要配慮者の範囲及び登録住宅の基準の緩和・強化について

供給計画で定める住宅確保要配慮者の範囲
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の基準

賃貸住宅の供給の目標について

公的賃貸住宅の供給の目標量
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給の目標量

懇談会の開催について

以上を踏まえ、懇談会における計画策定のための意見交換のテーマについては次のとおり予定しています。

(議論の進行状況によって変更となる場合があります。)

第1回

- ・住宅確保要配慮者の住まい（賃貸住宅）の確保における課題は何か。
- ・住宅確保要配慮者の範囲
- ・セーフティネット住宅の登録基準の強化・緩和について

第2回，第3回

- ・各目標の達成のため、また課題解決のためにはどのような取組が必要か。
(施策の方向性についての意見交換)
- ・賃貸住宅の供給の目標について